

## 証券投資信託受益証券等の保護預り規程 新旧対照表

(下線部分変更箇所)

現行の文言	新しい文言
<p><b>届出事項の変更等</b></p> <p>第11条 印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「運転免許証」、「印鑑証明書」、「住民票の写し」または「<u>個人番号カード</u>」等をご提示またはご提供願うこと等があります。</p> <p>2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続を完了した後でなければ投資信託受益証券等の預入れ、保護預り証券の返還又は解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・氏名等をもって届出の印鑑・住所・氏名等とします。</p>	<p><b>届出事項の変更等</b></p> <p>第11条 印章を失ったとき、又は印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「運転免許証」、「印鑑証明書」、「住民票の写し」または「<u>マイナンバー（個人番号）カード</u>」等をご提示またはご提供願うこと等があります。</p> <p>2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続を完了した後でなければ投資信託受益証券等の預入れ、保護預り証券の返還又は解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・氏名等をもって届出の印鑑・住所・氏名等とします。</p>
<p><b>解約等</b></p> <p>第12条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>5 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの契約を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それがお客様の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして、解約されるものとします。</p>	<p><b>解約等</b></p> <p>第12条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>5 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの契約を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこの契約を解約する際に、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した場合は、かかる通知が延着しまたは到達しなかったときでも、それがお客様の責めに帰すべき事由による場合には、通常到達すべき時に到達したものととして、解約されるものとします。</p>

現行の文言	新しい文言
<p>① 預け主が預金口座設定申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 預け主が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「<u>暴力団員等</u>」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. <u>暴力団員等</u>が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. <u>暴力団員等</u>が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に<u>暴力団員等</u>を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D. <u>暴力団員等</u>に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が<u>暴力団員等</u>と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③ 預け主が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに一でも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他 A から D に準ずる行為</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>① 預け主が預金口座設定申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 預け主が、暴力団、暴力団員、<u>暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者</u>、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「<u>反社会的勢力</u>」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. <u>反社会的勢力</u>が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. <u>反社会的勢力</u>が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に<u>反社会的勢力</u>を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D. <u>反社会的勢力</u>に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が<u>反社会的勢力</u>と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③ 預け主が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに一でも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他 A から D に準ずる行為</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>

現行の文言	新しい文言
<p data-bbox="240 383 300 421">附則</p> <p data-bbox="240 439 778 515">第 1 条 この規程は、<u>2019 年 10 月 1 日</u>から施行する。</p>	<p data-bbox="818 383 877 421">附則</p> <p data-bbox="818 439 1356 515">第 1 条 この規程は、<u>2025 年 10 月 1 日</u>から施行する。</p>

株式会社 SMBC 信託銀行